

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

原本史料

懲罰に関する書類綴

昭和十九年
昭和二十年

第聿十三軍司令部

防衛研究所戦史室
副官部

其の二

C
2500
-28

沖台
沖 縄
48

0001

簿冊非公開
副官部

沖台